

仕様書

1 件名

令和8年度秋田労働局信書等小荷物定期運送業務委託契約（単価契約）

2 内容

秋田労働局内で発出する信書等の小荷物について、秋田労働局と各労働基準監督署・各公共職業安定所の間、及び秋田公共職業安定所と市内庁舎外施設間を定期的に運送する業務

3 運行経路・日程

- (1) 別紙1のとおり ※運送時刻については、調整可能。
- (2) 運行の休日は、土・日・祝日、その他年末年始等双方協議により決定した日とする。

4 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

5 料金区分

定期運送の料金区分は、「片道運賃単価」とする。
ただし、秋田市内周回運送は「一周運賃単価」とする。

6 運送予定数量

契約期間中に予定される数量は、別紙2「年間運送予定数及び運賃」のとおり。

7 入札書及び落札者の決定

- (1) 別紙2「年間運送予定数及び運賃」の年間予定回数に片道及び一周運賃単価を乗じて得た金額の合計金額（税抜き）が、国が定めた予定価格の範囲内であり、かつ最も低額であったものを落札者とする。
- (2) 見積金額は、当該仕様書の内容をすべて履行するにあたって必要となる諸経費すべてとし、消費税は含まないものとする。

8 業務の詳細

- (1) 各官署から運送品を受託するときは、受領書（任意）を発行すること。
- (2) 各官署あてに配達した運送品を受け渡すときには、各官署の担当者の確認及び受領印を受け、授受の責任を明確にするものとする。
- (3) 各官署から受託した運送品は受取人に遅滞なく届け、運送品（運送に使用しているトランクケース等を含む）の汚損、破損、盗難その他の事故により物品の価値の減少または滅失するようなことがないよう万全の注意を払うこと。
- (4) 受託した運送品（運送に使用しているトランクケース等を含む。）を事故等により損害を与えたときは、賠償の責に任じ遅滞なくこれの弁償金を支払うものとする。ただし、天災その他不可抗力等受託者の責に帰しがたい事由でやむを得ないものと認められたときは、当方において減額若しくは免責の措置をとることがある。

9 作業員に関する事項

落札業者は作業員の身元、風紀、衛生及びその他規律に関する一切の責任を負うこと。

10 その他

- (1) 再委託についての要件は、別紙3のとおりとする。
- (2) 契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該委託業務の履行確保に支障が生じることのないよう十分配慮の上、入札参加に応じること。
- (3) 本契約で知りえた事項は守秘義務を厳守し、情報の漏洩防止対策に万全を期すこと。
- (4) 落札者は仕様書等の不明を理由として異議を申し立てることができない。